

第3部 第3期大阪市障害福祉計画

## 第1章 計画数値目標

### 1 入所施設利用者の地域移行

#### (1) 目標数値

(平成26年度末時点) 地域移行数

・ 798人

施設入所者数

・ 1,760人 → 1,451人

※ 障害児施設を利用する18歳以上の人の地域移行については、本計画に含んでいませんが、市としてはより一層の取り組みを行います。

#### (2) 目標数値の考え方

地域移行数について第2期計画では、大阪府障害福祉計画に準じ、平成17年10月1日現在の入所者1,760人の2割(国の基本指針では平成17年10月1日現在の入所者の1割)にあたる352人に加えて、大阪府と共同で実施した地域移行支援センターの取り組みで128人が地域へ移行するものと見込み、平成23年度末までの間に施設からの地域生活への移行目標を480人と設定しました。

平成22年度末現在の地域移行者数については、462人となっており、大阪府が実施した地域生活移行に関する調査により、大阪市から施設入所した人の中で、施設により地域移行に向けた支援内容が個別支援計画に書かれている施設入所者が336人であることから、これらの人が平成26年度末までに地域移行するものとして、462人に336人を加えた798人(平成17年10月1日現在の入所者1,760人の45.3%)を平成26年度末までの間の施設からの地域生活への移行目標として設定します。

施設入所者数については、第2期計画で、国の基本指針として示された7%の削減に加えて砂川厚生福祉センター・金剛コロニーからの地域移行者80人を加えて設定した数値目標1,557人(平成17年10月1日現在の入所者1,760人から11.5%削減)を達成するペースで削減が進んでおり、第3期計画においては、これまでの削減率が推移するものとして、平成26年度末までに平成17年10月1日時点の入所施設の入所者(18歳以上)1,760人の6%にあたる106人を削減することを目標として、平成26年度末時点における入所者数を1,451人(平成17年10月1日現在の入所者数1,760人から17.6%削減)と設定します。

〔参考〕 国の「基本指針」

- 平成 26 年度末までに平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- 平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

※児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

## 2 入院中の精神障害のある人の地域移行

### (1) 目標数値（平成26年度時点）

#### 【国の着眼点に基づき設定する目標】

- ① 入院後1年未満で退院する人の割合（以下「平均退院率」という。）を、現在の平均退院率72.7%から76%に引き上げる。
- ② 入院期間が5年以上かつ65歳以上である人の退院者数を、現在より20%増加させる。

#### 【大阪市として設定する目標】

- ③ 社会的入院者数906人を852人に減少させる。
- ④ 精神障害者地域生活移行支援事業による地域移行者を60人とする。

### (2) 目標数値に対する考え方

#### 【国の着眼点に基づき設定する目標】

- ① 新たな社会的入院を生み出さないという国の着眼点に基づき、大阪府下の精神保健福祉資料調査（平成20年6月30日調査）における平均退院率の72.7%を国の目標値である76%にすることを目標として設定します。
- ② 入院期間が5年以上かつ65歳以上となっている人を増やさないようにする（または、減少に転じさせる）という国の着眼点に基づき、精神科在院患者調査（平成22年6月30日調査）における退院者数127人を20%増やし、年間で約150人を退院させることを目標として設定します。

#### 【大阪市として設定する目標】

- ③ 大阪市では、平成22年の精神科在院患者調査により、入院前の居住地が大阪市内であった4,606人のうち、病的には退院が可能であると考えられるにもかかわらず1年以上入院を継続している「院内寛解」及び「寛解」の193人に、「軽度」の713人を加えた906人を退院可能な精神障害のある人とみなしています。

平成17年の精神科在院患者調査による、退院可能な精神障害のある人960人が、この5年間で54人減少（減少率5.6%）し、1年間で10.8人減少（減少率1.1%）しています。

第3期計画では、新たな社会的入院を生み出さないことを視野に入れ、退院可能な精神障害のある人の総数そのものを減少させることとし、平成22年の精神科在院患者調査による退院可能な精神障害のある人906人の6%にあたる54人を減少させ、852人とすることを目標として設定します。

- ④ 平成18年度から平成22年度の5年間で、精神障害者地域生活移行支援事業により退院された方は75人（年間平均15人）、退院支援を中止・中断された方は12人で、退院者の率は86.2%となっています。また、精神障害者地域生活移行支援事業の新規の事業利用者数は5年間で103人（年間平均20.6人）です。

第3期計画では、退院支援を行う新規の事業利用者数を年間22人以上に増やし、退院者の率を90%以上とすることをめざすとともに、地域移行者数を年間で20人（22人×90%）とし、3年間で60人の地域移行を目標として設定します。

〔参考〕 国の「着眼点」

- 1 平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を、目標値の76%にする。
- 2 平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を、現在より20%増加させる。

### 3 福祉施設からの一般就労

#### (1) 目標数値 340人

平成26年度中に340人が福祉施設から一般就労に移行することをめざします。

#### (2) 目標数値の考え方

第2期計画においては、国の基本指針に沿って第1期計画時点における移行実績をもとに目標設定をしていました。

第2期計画期間までにおける一般就労への移行者数は、昨今の経済状況等により目標数値を下回る結果となっているものの、増加する傾向が見られています。

第3期計画においては、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とする国の基本指針を踏まえ、平成26年度1年間における一般就労への移行者数を、平成17年度の移行数85人の4倍にあたる340人とすることを目標にさらなる取り組みを進めます。

#### [参考] 国の「基本指針」

- ・平成26年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を第1期計画時点における一般就労への移行実績の4倍以上とすることをめざす。

※ 目標数値の実現に向けて、第2部第3章「地域で学び働くために(6)福祉施設からの一般就労」に従って取り組みます。

## 第2章 各年度の指定障害福祉サービスまたは指定相談支援ごとの必要な量の見込み

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の利用者数の伸びや、施設・病院からの地域移行にともなうニーズなどを踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化することも考えられることから、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていくこととします。

また、本計画数値は必要なサービス量の見込みであり、これを事業者指定の上限とすることを意図するものではありません。

### 1 訪問系サービス及び短期入所

#### (1) 訪問系サービス（居宅介護・同行援護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援）

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 〔月あたり利用人員〕 及び利用時間	7,584人 169,697時間	8,471人 189,551時間	9,462人 211,728時間
同行援護 〔月あたり利用人員〕 及び利用時間	757人 21,428時間	1,009人 28,569時間	1,086人 30,768時間
重度訪問介護 〔月あたり利用人員〕 及び利用時間	1,492人 229,722時間	1,629人 250,856時間	1,778人 273,934時間
行動援護 〔月あたり利用人員〕 及び利用時間	180人 4,589時間	196人 5,011時間	214人 5,472時間
訪問系サービス合計	10,013人 425,436時間	11,305人 473,987時間	12,540人 521,902時間

訪問系サービスは、近年のサービスの伸び率から平成24年度以降の見込量を設定します。

同行援護については、移動支援事業の利用者のうち、重度の視覚障害のある人の数を勘案して見込量を設定しています。ただし、平成24年度の見込量は同行援護への移行に係る経過措置を考慮して、平成24年10月までに移行を完了する見込みとして算出しています。

重度障害者等包括支援は、現在のところ大阪市では利用者がいないサービスであり、今後も利用が見込まれないため、利用者0人の見込みとします。

(2) 短期入所

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたり利用人員	626人	662人	700人
及び利用日数	4,489日	4,744日	5,013日

短期入所は、対前年度増加実績の平均を基本に見込量を設定します。

2 日中活動系サービス

第3期計画においては、平成23年度において旧体系の施設等がすべて新事業体系に移行することを踏まえ、今後における新規事業所の開設見込みや利用者のニーズ等を勘案し、利用者に必要なサービスが整備されるよう見込量を設定します。

(1) 生活介護

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたり利用人員	4,971人	5,018人	5,065人
及び利用日数	81,027日	81,793日	82,560日

平成20～22年度の実績において、旧体系の事業所による新体系移行以外に、新規事業所の開設により40人程度の新規利用が可能となっています。今後も重度障害のある人の日中活動を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様のペースで新規事業所が開設されるものとして見込量を設定します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたり利用人員	90人	90人	90人
及び利用日数	1,255日	1,255日	1,255日

サービス提供が可能な設備や人員体制を整備している施設が限られているため、新規事業所の大幅な増加は見込めない状況です。なお、第2期計画見込量を確保していること、及び大阪市更生療育センターにおける「身体障害者通所訓練事業」により同様のサービスを提供していることから、必要な利用者へのサービスは可能と考え見込量を設定します。

### (3) 自立訓練（生活訓練）

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたり利用人員	171人	171人	171人
及び利用日数	3,056日	3,056日	3,056日

第2期障害福祉計画においては、精神障害者社会復帰施設及び通勤寮等からの移行を見込んで見込量を設定していましたが、生活介護やケアホーム等への移行へ変更となったこと等により見込量を下回っており、今後の大幅な利用者増も見込めないため、見込量については下方修正を行います。

### (4) 就労移行支援

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたり利用人員	462人	516人	569人
及び利用日数	6,329日	7,069日	7,795日

国の基本指針においては、平成26年度末における福祉施設利用者の2割以上の利用者数とすることとされていますが、事業運営が大変厳しく事業の継続に困難がともなうことなどから、既設事業所が縮小・廃止する動きも他サービスと比較して大きく、大幅な伸びを想定できない現状であるため見込量の下方修正を行います。しかしながら本サービスは、障害のある人の一般就労を進めるうえで重要なサービスであり、利用者数についても制度の定着とともに増加傾向にあるため、平成23年度当初の新規事業所数を元に以降3年間も同様の伸びがあるものとして見込み量を設定します。

### (5) 就労継続支援A型

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたり利用人員	82人	92人	102人
及び利用日数	1,490日	1,672日	1,853日

国の基本指針では、平成26年度末において就労継続支援事業の利用者数の3割以上の利用者数とすることとされていますが、雇用契約を締結したサービスである事業の特徴から事業運営が厳しく、実績としては就労継続支援B型の利用者の2%弱に留まっています。しかしながら、第2期計画の数値目標は上回っており、障害のある人の雇用を促進するための重要なサービスとしての位置づけも増しているため、今後は、これまでの実績をもとに、毎年数ヶ所の事業所が新規開設されることを見込んで目標数値を設定します。

(6) 就労継続支援 B 型

事業量の見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたり利用人員	2,676 人	2,814 人	2,952 人
及び利用日数	39,578 日	41,619 日	43,660 日

旧体系からの移行を除く新規事業者によるサービス提供可能数は毎年 150 人を超えており、また利用者数も見込み量を上回る実績となっている。第 3 期計画においては、一定のサービス提供体制が整備されるものと考えられますが、利用のニーズは高く、今後も利用者数の伸びが予想されるため、これまでの新規事業者の開設の実績を踏まえ、毎年 100 人の利用者増があるものとして見込量を設定します。

(7) 療養介護

事業量の見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたり利用人員	18 人	18 人	18 人

第 2 期計画においては、国立療養所に措置されている本市の重症心身障害児のうち加齢児 55 名が療養介護へ移行することを想定し 75 名を見込んだが、第 3 期計画における国の基本指針では、「児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設」をサービス見込み量の設定からは除くこととされているため、現在の療養介護利用者をもとに見込数を設定する。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）

事業量の見込	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
月あたり利用人員	1,829 人	1,994 人	2,174 人

グループホーム・ケアホームは、着実に実績が伸びているものの、さまざまな困難さから見込量を下回って推移しています。このような実績の状況を勘案しながら、これまでの増加要素を考慮したうえで、平成 26 年度見込量を設定します。

## (2) 施設入所支援

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたり利用人員	1,507人	1,479人	1,451人

国の基本指針として示された平成17年10月時点の入所者数の7%の削減に加えて砂川厚生福祉センター・金剛コロニーからの地域移行者80人を加えて設定した数値目標1,557人（平成17年10月1日現在の入所者数1,760人から11.5%削減）を達成するペースで削減が進んでおり、第3期計画においては、これまでの削減率が推移するものとして、平成26年度末までに平成17年10月1日時点の入所施設入所者（18歳以上）1,760人の6%にあたる106人を削減することを目標として、平成26年末時点における入所者数を1,451人（平成17年10月1日現在の入所者数1,760人から17.6%削減）と設定します。

## 4 指定相談支援

### (1) 計画相談支援

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたり利用人員	2,877人	3,769人	4,660人

現在、大阪市では支給決定前にサービス利用計画案を作成していることを踏まえ、平成24年度に支給決定の更新を迎える利用者数と平成24年度からの新規サービス利用者数の見込みを合算して平成24年度の利用者数を15,435人と見込みます。そのうち、現行のサービス利用計画作成費利用者（238人）は、年に12回、新規サービス利用者（2,784人）は年に3回、施設入所者（1,507人）は年に1回、その他（10,906人）は年に2回本サービスを利用するものとして、サービス量を見込みます。（利用者の各類型ごとの利用回数は国の指針どおり※）

平成26年度には、全ての利用者を計画相談支援の対象とする国の指針に従い、平成26年度の利用者数は平成26年度における支給決定者数の見込みと同数の25,220人と見込み、内訳については、平成24年度の見込み等をもとに、現行のサービス利用計画作成費利用者（238人）、新規サービス利用者（4,548人）、施設入所者（1,451人）、その他（18,982人）と想定してサービス量を見込みます。平成25年度については、平成24年度と平成26年度の間の中間の値を設定します。

※国の指針（モニタリング実施期間）

(1) 在宅の障害福祉サービス利用者

① 新規または、変更決定により

サービス内容に著しく変動があったもの → 利用開始から3カ月毎月実施

② 現行のサービス利用計画作成費の対象者等 → 毎月実施

③ ①、②以外の者 → 6か月ごとに1回実施

(2) 施設入所者

→ 1年ごとに1回実施

(2)地域移行支援

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたり利用人員	106人	106人	106人

入所施設からの地域移行者数の見込みと入院中の精神障害のある人の地域移行者数の見込みを合算して、平成26年度までの見込量を設定します。

(3)地域定着支援

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたり利用人員	342人	342人	342人

同居している家族による支援を受けられない障害のある人の数、地域生活への移行者数等を勘案して利用者数及び量の見込みを定めるとしている国の指針に従って、これまで指定相談支援（サービス利用計画作成費）を利用していた自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等の数と平成26年度までの地域生活への移行者数を合算して見込量を設定します。

### 第3章 地域生活支援事業について

#### 1 実施する事業の内容

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすもので、大阪市では以下の事業を実施しています。

この計画では、全ての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に、事業量の見込みを定めています。

【必須事業】	【任意事業】
○ 相談支援事業	○ 訪問入浴サービス事業
○ 成年後見制度利用支援事業	○ 日中一時支援事業
○ 地域自立支援協議会	○ 福祉ホーム事業
○ 発達障害者支援センター運営事業	○ 奉仕員養成研修事業
○ 障害児等療育支援事業	
○ コミュニケーション支援事業	
○ 日常生活用具給付等事業	
○ 移動支援事業	
○ 地域活動支援センター事業	

#### 2 事業量の見込み

[必須事業]

##### (1) 相談支援事業

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①相談支援事業	25 箇所	25 箇所	25 箇所
②住宅入居等支援事業	24 箇所	24 箇所	24 箇所

(2) 成年後見制度利用支援事業

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
箇所数	24箇所	24箇所	24箇所

(3) 地域自立支援協議会

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
箇所数	25箇所	25箇所	25箇所

(4) 発達障害者支援センター運営事業

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
年間利用者数（実人数）	1,610人	1,610人	1,610人

(5) 障害児等療育支援事業

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
箇所数	14箇所	14箇所	14箇所

(6) コミュニケーション支援事業

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間実利用者数	407人	407人	407人
年間延べ派遣件数	1,612件	1,612件	1,612件

(7) 日常生活用具給付等事業

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①介護訓練支援用具	238件	238件	238件
②自立生活支援用具	1,187件	1,234件	1,283件
③在宅療養等支援用具	496件	513件	531件
④情報・意思疎通支援用具	1,250件	1,250件	1,250件
⑤排泄管理支援用具	56,776件	59,615件	62,596件
⑥住宅改修費	140件	140件	140件
日常生活用具合計	60,087件	62,990件	66,038件

情報バリアフリー化支援事業及び点字図書も含めこれまでの実績を踏まえて必要量を見込んでいます。給付件数の大多数を占めるストマ、紙おむつについては近年の実績の増等を踏まえて、また、その他の日常生活用具については、近年の実績が微増もしくは横ばい状態であることからこれらを踏まえて必要量を見込んでいます。

(8) 移動支援事業

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたり利用人員	4,826人	5,003人	5,388人
及び利用時間	118,228時間	121,840時間	131,221時間

近年のサービスの伸び率から平成24年度以降の見込量を設定します。ただし、同行援護に移行する重度の視覚障害のある人については、同行援護の見込量に計上しています。

(9) 地域活動支援センター

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活支援型	9箇所	9箇所	9箇所
活動支援A型	81箇所	81箇所	81箇所
活動支援B型	13箇所	13箇所	13箇所

地域活動支援センター（生活支援型）については、この間精神障害のある人の社会復帰と自立及び社会参加の促進を図るための機関として運営してきたところですが、平成24年度以降については、区障害者相談支援センター（24箇所）や、区保健福祉センター、こころの健康センター、医療機関等関係機関とも連携するとともに専門的な支援を必要とする精神障害のある人等に

対する相談支援と憩いの場を併せ持つ専門的機関として位置付けます。

〔任意事業〕

(10) 訪問入浴サービス事業

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延べ件数	16,054 件	17,120 件	18,256 件

訪問入浴サービス事業は、近年の実績の増等を踏まえて第2期計画での見込量を修正し、平成26年度18,256件と見込みます。

(11) 日中一時支援事業

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月あたり利用人員	295 人	295 人	295 人
及び利用日数	1,902 日	1,902 日	1,902 日

平成24年度以降の見込量については、対前年度増加実績の平均を基本に算定しています。

(12) 福祉ホーム事業

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所

(13) 奉仕員養成研修事業

事業量の見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①手話通訳奉仕員 養成事業	1,080 人	1,080 人	1,080 人
②要約筆記奉仕員 養成事業	40 人	40 人	40 人